



AJG 会員の皆様へお知らせ

■golfer 保険加入のすすめ■

当財団の助成事業（無料）は、参加中に生じた不測の事故に対しては「主催者」・「協力先」・「開催会場」には一切の責任が無い事をご了承頂いた上でご参加頂いております。運営に係るスタッフは事故や危険を予防し安全な運営を心がけておりますが、万が一の事故補償の為に、各自、golfer 保険の加入をおすすめ致します。（任意） *当財団からの加入は行っておりません。

■golfer 保険とは■

ゴルフ場やゴルフ練習場でのレッスン中・プレー中などに偶然発生した事故や損害を補償するレジャー保険の一種です。一般的な補償内容は以下となります。（注）各保険会社により異なるケースもありますので各自、ご加入時をご確認ください。

① 他人への損害賠償（賠償責任補償）

ゴルフ中に他人にケガを負わせたり、他人の物を壊したりして法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金が支払われます。例えば、打ったボールが他のプレーヤーに当たってケガをさせた場合や、自宅での練習中に隣家の窓ガラスを割ってしまった場合などです。

② 自身のケガの補償（傷害補償）

ゴルフ場でのプレー中や練習中に転倒して骨折するなど、自身がケガをした場合の治療費や入院費、手術費などが補償されます。死亡や後遺障害が生じた場合も補償の対象となることがあります。熱中症も補償される場合があります。

③ ゴルフ用品の損害補償

ゴルフクラブの破損やゴルフ用品の盗難、紛失などが補償されます。例えば、ラウンド中にクラブのシャフトが折れたり、クラブハウスでゴルフバッグが盗まれたりした場合に、修理費用や買い替え費用が支払われます。ただし、通常は自宅での損壊や盗難は補償対象外です。

④ ホールインワン・アルバトロス達成費用補償

ホールインワンやアルバトロスを達成した際に発生する記念品代や祝賀会費用などが補償されます。ただし、保険金には上限があり、国内のゴルフ場でのプレーのみが対象となるなど、条件が定められている場合があります。また、原則としてセルフプレー時の達成は対象外となることがあります。

（参考）下記の団体におきましてはジュニア会員になりますと「golfer 保険が付与」されております。

公益財団法人日本ゴルフ協会（JGA） ホームページ <https://www.jga.or.jp/>

ジュニア会員 https://www.jga.or.jp/junior/members_junior/

*JGA とは日本のゴルフ界において規則などを統括する最高機関であり、アマチュアゴルフの統括組織として活動している団体です。

敬具